

(別紙1)

**京都市育児支援ヘルパー派遣事業業務委託
に関する仕様書**

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

目次

1	本仕様書について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	本事業の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	本事業の利用者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	委託業務の基本的要件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	委託業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	業務実施に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	委託料・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8	報告義務・・・・・・・・・・・・・・・・	3
9	契約解除・・・・・・・・・・・・・・・・	3
10	個人情報の取扱いに関する事項・・・・・・・・	3
11	契約期間満了時等の取扱い・・・・・・・・	4
12	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	4
参考	京都市育児支援ヘルパー派遣事業事務フロー図・・・・・・・・	6

京都市育児支援ヘルパー派遣事業業務委託仕様書

1 本仕様書について

本仕様書は、本市が実施する京都市育児支援ヘルパー派遣事業（以下「育児支援ヘルパー」という。）に係る委託業務について、その委託範囲及び要件等を定めるもの。なお、本仕様書においては本市を甲、受託者を乙とする。

2 本事業の趣旨

本事業は、家庭訪問型継続的個別支援実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する育児支援ヘルパーの実施に関し、養育支援が必要な状態にある家庭に対して、育児や家事等の援助を行う支援員（以下「ヘルパー」という）を派遣することにより、養育環境の維持や改善、家庭の養育力の向上を図るとともに、子どもの生命や安全を確保し、その健やかな成長発達を支援するもの。

3 本事業の利用者

本事業の利用対象者は、京都市育児支援ヘルパー派遣事業実施要領（以下「要領」という。）第3条に掲げる家庭であって、本市に住民票を有する乳幼児とその養育者がいる家庭のうち、要綱第4条第1項第2号に規定する支援計画に基づき本事業の実施の必要を認めたもの（以下「支援家庭」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱え、育児や家事等日常生活に支障をきたしている家庭
- (2) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 在宅で人工呼吸器等の医療機器を装着するなど医療的ケアを必要とする、概ね1歳未満の重度の在宅療養児等がいる家庭

4 委託業務の基本的要件

乙は、以下の基本的要件を満たしたうえで委託業務を実施する。また、本仕様書に記載のない細部事項は、甲と乙が協議のうえ定める。

- (1) 委託期間
令和6年10月7日から令和8年3月31日まで
- (2) ヘルパーの条件
 - ① 委託業務に従事するヘルパーは、次に掲げる要件を全て備えている者でなければならない。
 - ア 子育てに関し適切な知識を有すること。
 - イ 心身とも健全であること。
 - ウ 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
 - ② 訪問介護員2級養成研修課程修了者、保健師、保育士、看護師、助産師等のいずれか1つ以上の資格を有する者、または子育て経験のある者とする。
- (3) 委託業務の実施日
月曜日～日曜日
ただし12月29日から1月3日については、甲乙協議のうえ、その可否を決定するものとする。
- (4) 委託業務の実施時間
原則、午前8時から午後6時（1日1回、最大2時間まで）
ただし、午前7時30分から午前8時まで及び午後6時から午後7時までについては、乙が派遣

可能な場合のみ派遣可とする。

(5) 派遣区域

京都市北区大北山原谷あるいは左京区花脊のいずれかの地域（その他、派遣可能な京都市内の地域）

5 委託業務の内容

(1) ヘルパー派遣に係る事前調整

甲の各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（以下「子どもはぐくみ室」という。）の担当者と支援家庭の訪問に同行し、甲の定める派遣計画（以下「派遣計画」という。）に基づく支援に係る具体的な内容についての調整を行う。

(2) ヘルパー派遣による支援

派遣計画に基づき、支援家庭にヘルパーを派遣し、次に掲げる援助・助言を行う。

- ① 家事援助・助言（食事の準備及び後かたづけ、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事援助）
- ② 育児援助・助言（授乳・食事介助、おむつ・衣類交換、沐浴・入浴介助、児童の兄弟（児童）の世話、その他必要な育児援助）

(3) ヘルパーの派遣を実施したときは、その都度、利用者から甲が定める報告書により履行確認を受けるものとする。

(4) 委託料の請求事務

甲の定める報告書及び請求書を作成し、翌月の10日（ただし、3月分については3月末日）までに京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課（以下「子ども家庭支援課」という。）に提出する。

(5) 利用希望者からの委託業務に係る問い合わせへの対応

(6) 甲が実施する会議及び研修会等への参加

(7) その他前各号に付帯する業務

6 業務実施に当たって

(1) 業務の実施は、本仕様書の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。

(2) 委託業務の遂行に当たり、甲と連携をとるために必要となる各種様式や報告書等について、甲と協議し又は甲が指示するところにより適宜作成すること。

(3) 業務担当者に対し、資質向上及び個人情報保護のため必要な研修を実施又は受講させること。

(4) 事故等の緊急事態の備え、契約後、速やかに同事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。

7 委託料

要領第4条に規定する支援を提供した場合、下表に定める委託料を支払うものとする。

項目		委託料
ヘルパー派遣に係る事前調整料		3,000円／1家庭
初回訪問加算		2,000円／1家庭
ヘルパー 派遣	30分以内	1,500円
	30分超1時間以内	3,000円
	1時間超1時間30分以内	4,500円
	1時間30分超2時間以内	6,000円
キャンセル料 (利用予定日の前日午後5時までに連絡がない場合に限る)		1,000円／回
早朝・夜間加算 (午前7時30分から午前8時まで及び午後6時から午後7時まで)		750円／回

8 報告義務

- (1) 乙は、当月分の業務を終えた時は、甲の定める報告書及び請求書を作成し、翌月の10日（ただし、3月分については3月末日）までに甲に提出するものとする。
- (2) 業務の運営上、重大な事項が生じた場合は、乙は、速やかに甲に報告するものとする。
- (3) 甲が必要と認めるときは、業務の実施状況に係る検査、又は必要な資料の提供及び報告、若しくは必要な指示をすることができる。この場合において拒むことはできない。

9 契約解除

業務開始後、本仕様書内で求めている水準を維持できないと判断した場合は、甲は相当の期間を定めて乙に対し是正を求める。

また、是正を求めたにもかかわらず、正当な理由なく乙がこれに従わない場合、又は、甲の定めた履行期限までに乙による是正が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約解除及び損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を求める。

10 個人情報の取扱いに関する事項

乙は、本業務を遂行するに当たり、以下のとおり、情報保全を徹底すること。

(1) 保護すべき対象

個人の氏名、生年月日、性別、個人番号、住所、電話番号及び世帯構成等をはじめ、個人の福祉施策の適用の有無などといった個人の情報やDV及びストーカー行為等の被害者の情報、個人や法人、行政庁の生活、活動に関することのうち、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものを対象とする。

(2) 保護すべき情報の取扱い

乙は、個人情報保護の必要性和、保護できなかった場合のリスク等を十分に認識し、個人情報保護を徹底すること。

本仕様書における個人情報に対する保護とは、保護して安全である状態に保つことをいい、よって、意図的、過失を問わず、乙による個人情報の漏えいのほか、滅失、棄損、改ざん、盗難等があるてはならない。

また、乙は、個人情報等を委託業務以外の目的で使用する、不適切な事務処理等により特定の個人に対して有利に委託業務を遂行すること及び書類やデータについて甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。ただし甲が指示をした場合は、この限りではない。なお、乙は、甲の個人情報保護条例を遵守することとする。

(3) 守秘義務

乙は、委託業務の遂行上知ることができた秘密を漏らすことがあってはならないほか、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても秘密を漏らしてはならない。

なお、乙は、委託業務開始に際し、委託業務に携わる全ての者の個人情報取扱いに係る秘密保護の徹底等を明記した自署と捺印がある誓約書を甲に提出しなければならない。

(4) 事故等が発生した場合の取扱い

本業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事後処理等により、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合、直ちに甲に書面にて報告し、必要に応じて甲の指示に従い対応すること。

なお、この場合に生じた費用は、乙が負担することとする。

11 契約期間満了等の取扱い

この契約の履行期間の満了又は契約書に基づく契約の解除にあたり、乙が行うべき委託業務の引継ぎは、次のとおりとする。

(1) 引継書の作成

乙は委託業務の遂行に以下の項目を含む引継書を作成し、受託終了までに甲に引き渡すものとする。

- ① 処理が完結した書類等の保管状況
- ② 処理が完結していないもの又は一部完結していないものもしくは将来に処理が必要となるもの及び進捗状況等が詳細にわかるもの
- ③ その他特に注意が必要となる事項又は甲が指示する事項

(2) 引継方法

乙は、甲に対して引継書をもとに、契約期間満了日又は契約解除日までに引継ぎを行うこと。

なお、甲に対する引継ぎの際、次期受託者が同席する場合がある。

また、乙は甲から業務内容及び個別案件等について確認があった場合は応じるものとする。

(3) その他

その他、必要となる事項については、甲と乙が協議して決定する。

12 留意事項

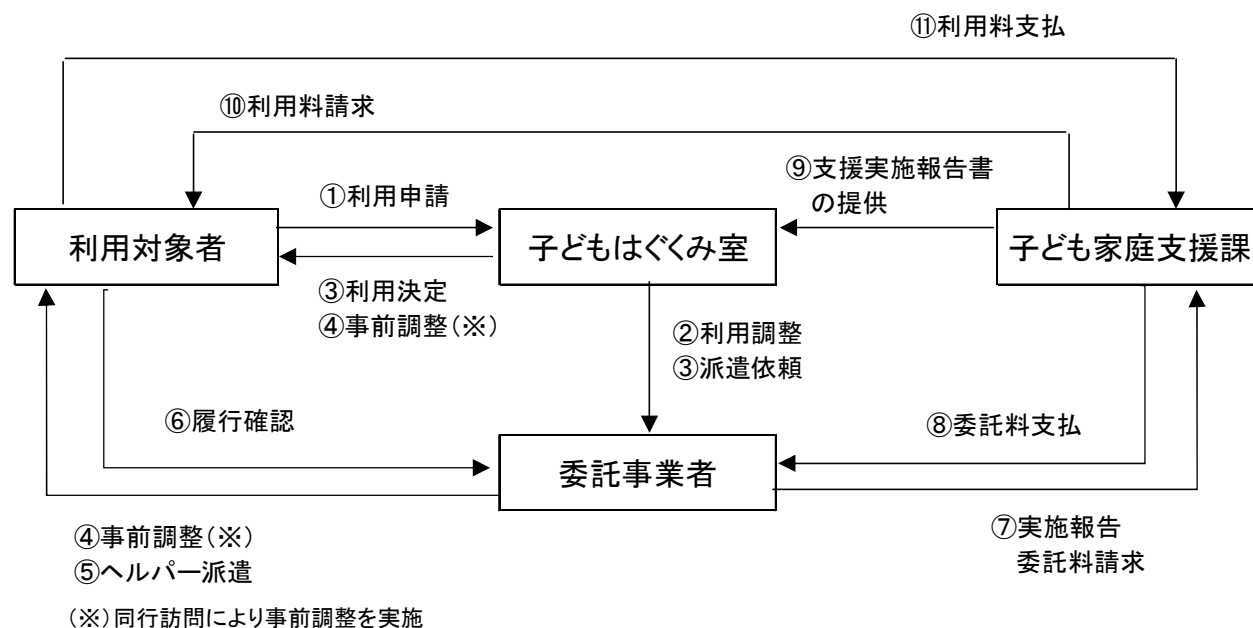
- (1) 委託業務の遂行に当たり、不適切な事務処理や事故及び、業務履行に際し遅延が生じた又は生じる見込みとなった場合、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに甲へ報告し、協議すること。

また、前述の場合のほか、個人情報を保護することができなかったことに伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、全て乙が責を負うこととする。場合によっては、甲は契約の一部不履行、粗雑履行として契約金額の減額、契約の解除の措置をとるとともに損害賠償を請求することがある。

- (2) 営利目的で乙が別途実施している事業等の紹介を利用者に対し行わないこと。
- (3) 乙はやむを得ない事情により、委託期間内に契約解除の申出を行う際には、解除を希望される月の3か月までに甲に申し出なければならない。
- (4) 乙は委託契約内容に変更が生じる場合は、甲が定める様式により変更することが明らかになった時点ですみやかに提出すること。

- (5) この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、甲と乙が協議し決定するものとする。

京都市育児支援ヘルパー派遣事業事務フロー図



- ① 利用対象者は、甲が定める申請書を子どもはぐくみ室へ提出し、利用申請を行う。
- ② 子どもはぐくみ室は、利用希望者の生活状況を確認し、利用の可否を判断する。利用が必要と判断される場合には、利用者の生活状況やニーズに基づき派遣計画を策定し、派遣可能な委託事業者と利用調整を行う（電話連絡等）。
- ③ 子どもはぐくみ室は、派遣可能な委託事業者が調整できた場合、利用対象者への利用決定及び委託事業者への派遣依頼を行う。
 - ア 利用対象者に対し、甲が定める決定通知書を交付し、利用決定を行う。
 - イ 委託事業者に対し、甲が定めるヘルパー派遣依頼書により、ヘルパーの派遣を依頼する。
- ④ 委託事業者は、利用対象者及び子どもはぐくみ室の担当者と日程調整を行い、子どもはぐくみ室の担当者と利用対象者宅を訪問のうえ、ヘルパー派遣に必要な調整を行う。
- ⑤ 委託事業者は、子どもはぐくみ室が作成した派遣計画及び利用対象者と調整を行った内容に基づき、ヘルパー派遣を行う。
- ⑥ 委託事業者は、ヘルパー派遣による支援実施ごとに甲が定める実施報告書により、利用対象者から履行確認を受ける。
- ⑦ 委託事業者は、ヘルパーを派遣した日が属する月の翌月10日（ただし、3月分については3月末日）までに甲が定める報告書及び請求書を書面により、子ども家庭支援課へ提出し委託料を請求する。ただし、派遣期間途中で報告すべき事項があった際は、速やかに電話等で子ども家庭支援課に連絡する。
- ⑧ 子ども家庭支援課は、委託事業者からの実施報告に基づき、委託料を支払う。
- ⑨ 子ども家庭支援課は、委託事業者から提出された支援実施報告書の写しを子どもはぐくみ室に提供する。
- ⑩ 子ども家庭支援課は、支援実施報告書をもとに利用対象者の負担額（以下「利用料」という。）を算定し、子どもはぐくみ室を介して、納入通知書を利用対象者に送付する。
- ⑪ 利用対象者は、本市に利用料を支払う。